

平成 21 年 7 月 30 日

各 位

会社名 住友信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 常 陰 均
コード番号 8403 (東証第一部・大証第一部)
問合せ先 管理部長 西村 正
(TEL . 03 - 3286 - 8187)

第三者割当による優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加 (株式発行と同時の資本準備金の額の減少)に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 30 日開催の取締役会(以下、「本取締役会」といいます。)において、下記の通り、第三者割当による当社第 1 回第二種優先株式(以下、「本優先株式」といいます。)の発行を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、本優先株式の払込金額の資本準備金組入に伴う資本準備金増加額分に係る資本準備金の額の減少(以下、「本資本準備金の額の減少」といいます。)を行うことも決議しましたので、あわせてお知らせいたします。

記

・ 第三者割当による本優先株式の発行について

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 21 年 9 月 4 日
(2) 発行新株式数	第 1 回第二種優先株式 109,000,000 株
(3) 発行価額	1 株当たり 1,000 円
(4) 調達資金の額	109,000,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により割り当てます。なお、割当先および割当株式数の決定については、財務を担当する管理部統轄役員に一任しており、現状は未定です。

2. 第三者割当により発行される本優先株式の募集の目的及び理由

(1) 資本調達の主な目的

経済・金融環境に関する先行きの不確実性を踏まえ、当社が金融仲介機能を十分に発揮し、かつ持続的成長を実現していくために、本優先株式の発行によって自己資本を一層強化し、より高水準の財務基盤を確保することを目指すものであります。

(2) 本優先株式の商品性について

本優先株式は第三者割当の方法により発行されるものです。本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」の優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。本優先株式にはいわゆる償還期限はありませんが、平成 26 年 10 月 1 日以降、当社の判断により所定の手続きを経て、金銭を対価として当社が本優先株式を取得できる旨の条項が付与されております。詳細は(別紙)発行要項をご参照下さい。

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加(株式発行と同時の資本準備金の額の減少)について一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

(3) 本優先株式による資本調達を行う理由

当社は、今回の資本調達に際し多様な調達手段を検討した結果、以下の理由により、本優先株式による資本調達が、現時点において最も合理的な調達手段であると判断致しました。

普通株式の希薄化が生じない「社債型」優先株式であること。

当社においては発行済みの優先株式がなく、本優先株式発行によって株主資本の構成上のバランス、資本の質を維持しつつ、自己資本比率の向上を達成できること。

本優先株式の商品性と類似する証券に係る当社並びに他社の発行事例等を踏まえ、配当率等が「社債型」優先株式として妥当な条件であると判断したこと。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	109,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	53,000,000 円
差引手取概算額	108,947,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

自己資本の充実を図りつつ、貸出金等を通じた取引先への資金供給や有価証券等の資産の取得などに充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 21 年 9 月以降順次支出する予定です。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により、自己資本の増強により財務の健全性強化を図り、調達した資金を貸出金等を通じた取引先への資金供給や有価証券等の資産の取得などに充当することは当社の事業の安定的な運営に資するものであり、十分な合理性があるものと判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本優先株式の商品性と類似する他株式の払込金額との比較及び資本性証券の市場実勢等を総合的に勘案し、1,000 円を本優先株式 1 株当たりの払込金額としました。払込金額の決定にあたっては第三者機関から本優先株式に係る種類株式理論的価値評価書を取得し、発行条件が合理的な水準であることを確認しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であるため、普通株式の希薄化は生じません。

6. 割当先の選定理由等

割当先及び割当株式数については、財務を担当する管理部統轄役員に一任しており、現状は未定ですが、当社グループの経営方針及び財政状態、本優先株式の募集の目的・商品性についてご理解いただいた当社のお取引先企業にて、取得を検討いただいております。具体的な割当先等については、正式に決定した段階で開示いたします。

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本準備金の額の減少）について一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

7. 大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成21年3月31日現在）		募集後
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.65%	同左
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	6.44%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.11%	
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSIT RECEIPT HOLDERS （常任代理人 住友信託銀行株式会社）	2.31%	
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行）	1.59%	
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS （常任代理人 香港上海銀行）	1.45%	
株式会社クボタ	1.31%	
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1.20%	
SSBT OD 0 5 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS （常任代理人 株式会社三井住友銀行）	1.13%	
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.06%	

(2) 本優先株式

募集前（平成21年3月31日現在）	募集後
該当事項なし	未定

8. 今後の見通し

本優先株式の発行に伴う当期業績予想の変更はありません。なお、平成21年3月末のリスクアセット等を前提とした当社連結自己資本比率およびTier 比率への影響は、いずれも0.8%程度の改善となります。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結経常収益（百万円）	853,365	1,095,650	1,062,122
連結経常利益（百万円）	170,171	136,985	29,609
連結当期純利益（百万円）	103,820	82,344	7,946
1株当たり連結当期純利益（円）	62.05	49.17	4.74
1株当たり配当金（円）	17.00	17.00	10.00
1株当たり連結純資産（円）	738.77	639.75	521.85

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本準備金の額の減少）について一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成21年3月31日現在)

	株式数		発行済株式数に対する比率
	普通株式	1,675,128,546株	
発行済株式数	普通株式	1,675,128,546株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数		0株	0%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	1,362	1,239	692
高値	1,454	1,294	960
安値	991	604	270
終値	1,229	686	373

最近6ヶ月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	416	320	378	407	449	517
高値	442	427	442	496	574	536
安値	321	270	366	402	448	435
終値	331	373	409	450	520	494

(注)平成21年7月の株価については、平成21年7月29日現在で記載しております。

発行決議日前日における株価

	平成21年7月29日現在
始値	490
高値	498
安値	487
終値	494

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

・株式発行と同時の資本準備金の額の減少について

1. 資本準備金の額の減少の目的

将来の資本政策の柔軟性を確保すること等を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、本優先株式の発行の効力が発生することを条件として、資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

54,500,000,000円

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加(株式発行と同時の資本準備金の額の減少)について一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

(ただし、本優先株式の発行により増加する資本準備金の額がこれを下回る場合には、当該金額とします。なお、本資本準備金の額の減少と同時に本優先株式の発行により資本準備金の額が増加いたしますので、本資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額が同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。)

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第 448 条第 3 項に基づく株式発行と同時の資本準備金の額の減少の手続きによります。

3. 資本準備金の額の減少の日程 (予定)

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 21 年 7 月 30 日 (木) |
| (2) 債権者異議申述最終期日 | 平成 21 年 8 月 31 日 (月) |
| (3) 効力発生日 | 平成 21 年 9 月 4 日 (金) |

4. 今後の見通し

本資本準備金の額の減少に伴う当期業績予想の変更、もしくは自己資本比率への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本準備金の額の減少）について一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

(別紙) 発行要項

1. 募集株式の種類
住友信託銀行株式会社第1回第二種優先株式(以下「本優先株式」という。)
2. 募集株式の数
109,000,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 1,000 円
4. 払込金額の総額
109,000,000,000 円
5. 申込期日
平成 21 年 9 月 3 日
6. 払込期日
平成 21 年 9 月 4 日
7. 増加する資本金および資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は 54,500,000,000 円(1 株につき 500 円)とし、増加する資本準備金の額は 54,500,000,000 円(1 株につき 500 円)とする。
8. 発行方法
第三者割当の方法により割り当てる。割当先および割当株式数については、財務を担当する管理部統轄役員に一任する。
9. 優先配当金
当社は、当会社定款第 30 条第 1 項に定める期末配当を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式 1 株につき 42 円 30 銭(ただし、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式 1 株につき 24 円 28 銭とする。)の金銭による剰余金の配当(当該配当により支払われる金銭を本要項において「本優先配当金」という。)を行う。ただし、本優先配当金の支払の直前事業年度中に第 10 項に定める本優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。
ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。
10. 優先中間配当金
当社は、当会社定款第 30 条第 2 項に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 21 円 15 銭(ただし、平成 21 年 9 月 30 日を基準日とする本優先中間配

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加(株式発行と同時の資本準備金の額の減少)について一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

当金については、本優先株式 1 株につき 3 円 13 銭とする。)の金銭による剰余金の配当 (当該配当により支払われる金銭を本要項において「本優先中間配当金」という。)を行う。

11. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 1,000 円を支払う。

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

12. 優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、本優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

13. 本優先株式の金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 26 年 10 月 1 日以降、本優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で別に定める日 (以下「取得日」という。)に、本優先株式 1 株につき 1,000 円に経過配当金相当額 (取得日の属する事業年度の初日 (同日を含む。)から取得日の前日 (同日を含む。)までの日数を 365 で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。))をいい、当該事業年度中に本優先中間配当金を支払ったときは、当該本優先中間配当金の額を控除した額とする。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部または一部を取得することができる。

前号に基づき一部取得をするときは、抽選または按分比例の方法により行う。

14. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、本優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときは当該株主総会より、その旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該株主総会の終結の時より、本優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

15. 優先順位

本優先配当金、本優先中間配当金および本優先株式の残余財産の支払順位は、当社の発行する他の種類の優先株式と同順位とする。

16. 除斥期間

当社定款第 32 条の規定は、本優先配当金および本優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

17. その他

上記各項については、関係法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の優先株式の発行及び「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本準備金の額の減少）について一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。